

ページ	まとめシート	項目	改正項目	改正前	改正後
280	6	小規模基本法	【小規模企業振興基本計画】	※詳細はP.2以降に掲載	※詳細はP.2以降に掲載
284	7	エンジェル税制	【再投資期間の延長】 株式譲渡益が発生した場合 税制優遇措置を受けるための再投資期間	年内に再投資の必要あり	再投資期間が翌年末まで（最長2年）延長
284	7	税制上優遇措置	【法人税の軽減税率延長】 年800万円以下の所得について、法人税率が 15%に軽減される特例	適用期限： 2025（令和7）年3月31日までに開始する事業年度	適用期限： 2027（令和9）年3月31日までに開始する事業年度 （2年延長）
288	8	マル経融資	貸付期間の見直し	運転資金 7年以内（据置期間1年） 設備資金 10年以内（据置期間2年）	運転資金： 設備資金： どちらも10年以内（据置2年以内）に統一 ※貸付限度額は変更なし
310	13	経営力向上計画 中小企業経営強化税制	設備投資減税の適用期間延長	適用期限： 2025（令和7）年3月31日までに開始する事業年度	適用期限： 2027（令和9）年3月31日までに開始する事業年度 （2年延長）
300	11	下請法	下請代金支払遅延等防止法及び 下請中小企業振興法の一部を改正する法律	※詳細はP.3以降に掲載	※詳細はP.3以降に掲載

小規模企業振興基本計画（R7年3月25日公表）

改正前		改正後	
目標	施策	目標	施策
1. 需要を見据えた経営の促進	(1) ビジネスプラン等に基づく経営の促進	1.需要を見据えた経営力の向上	(1) 経営者のリテラシー（経営戦略・会計・知的財産等）向上
	(2) 需要開拓に向けた支援		(2) 経営計画の策定
	(3) 新事業展開や高付加価値化の支援		(3) 需要開拓・新事業展開
			(4) 取引適正化対策 ☆新規追加
2. 新陳代謝の促進	(4) 多様な小規模事業者（フリーランスなど）の支援	2.経営資源の有効活用、人材の育成・確保	(5) 起業・創業
	(5) 起業・創業支援【重点項目】		(6) 事業承継・円滑な廃業・再チャレンジ ☆新規追加
	(6) 事業承継・円滑な廃業【重点項目】		(7) 多発する大規模災害等への対応 ☆新規追加
	(7) 人材の確保・育成		(8) 事業継続力の強化 ☆新規追加 （旧㊟と分離し、重点施策化）
			(9) 人手不足対応、人材の育成・確保・活用
3. 地域経済の活性化に資する事業活動の推進	(8) 地域経済に波及効果のある事業の推進	3.地域経済の活性化、地域住民の生活向上・交流促進	(10) 地域経済の活性化
	(9) 地域のコミュニティを支える事業の推進		(11) 地域の生活・コミュニティ活性化
			(12) 地域課題解決の推進 ☆新規追加
4. 地域ぐるみで総力を挙げた支援体制の整備	(10) 国・地方公共団体と支援機関の連携強化とエコシステムの構築【重点項目】	4.支援体制の整備その他必要な措置	(13) 支援機関の体制・連携強化
	(11) 手続きの簡素化・施策情報の提供		(14) 国と地方公共団体との連携強化 ☆新規追加 （旧㊟を分割）
	(12) 事業継続リスクへの対応能力の強化		(15) 手続きの簡素化・施策情報提供

下請法関連（R8年1月1日施行）

		改正前	改正後
下請法	法律名	下請代金支払遅延等防止法	製造委託等に係る取引の適正化及び中小受託事業者の振興に関する法律（仮称）
	用語	下請事業者／親事業者	中小受託事業者／委託事業者
	親事業者の義務	① 注文時直ちに取引条件を書面で交付 ② 注文書類を作成し2年間保存 ③ 下請代金は物品受領日から60日以内のなるべく短い期間で支払う ④ 60日超過分には遅延利息（年14.6%）を支払う	①②③④に加え ⑤協議・書面化義務（新設） →「価格転嫁を拒否しないために、協議をきちんと行い、その結果を書面にする」義務が加わる ⑥著しく短い納期の禁止（新設） →「納期が極端に短い発注をすること自体を禁止」→義務違反になり得る ⑦違反に対する罰則強化が検討中（課徴金導入など）
	禁止行為	11項目 ①受領拒否 ②下請代金の支払遅延 ③下請代金の減額 ④返品 ⑤買いたたき ⑥購入・利用強制 ⑦報復措置 ⑧有償支給原材料等の対価の早期決済 ⑨割引困難な手形の交付 ⑩不当な経済上の利益の提供要請 ⑪不当な給付内容の変更および不当なやり直し	15項目まで増やされることで検討中 ①～④、⑥～⑩は従来通り ⑤買いたたき、は規制強化 （一方的に代金を決定して、中小受託事業者の利益を不当に害する行為を禁止する規定を新設） さらに ・手形払いの禁止、ファクタリングも原則禁止
	適用範囲	製造・修理・情報成果物作成・役務提供 （資本金による基準あり）	従来の適用範囲に加え ・「製造、販売等の目的物の引渡しに必要な運送の委託」を追加 ・従業員基準の追加 従業員数300人（役務提供委託等は100人）の区分を新設し、規制及び保護の対象を拡充
	執行（下請法）	事業所管省庁による調査	面的執行強化面的執行の強化 （関係行政機関による指導及び助言に係る規定、相互情報提供に係る規定等を新設）
下請振興法	法律名（振興法）	下請中小企業振興法	受託中小企業振興法（仮称）
	振興基準	電子受発注・価格協議・支払方法・短納期対応など	継続（大枠変更なし）
	特定下請連携事業計画	2社以上の特定下請事業者の連携計画	多段階連携計画に拡充（複数段階でもOK）
	対象範囲（振興法）	製造・修理・役務委託	従来の範囲に加え ・運送の委託（製造、販売等の目的物の引渡しに必要な運送） ・法人同士においても従業員数の大小関係がある場合
	執行・強制力（振興法）	努力義務・助言・指導中心	主務大臣の権限強化「勧奨」
	地方自治体との関係	任意協力	自治体連携強化（義務化）